経常利益	5,514,129	14,784,622	1,360,419,020	2,230,670	—	1,382,948,441
臨時損失	182,576	455,843	749,868	110,570	—	1,498,857
固定資産除却損	182,576	455,843	749,868	110,570	—	1,498,857
臨時利益	—	—	—	18,368,341	—	18,368,341
貸倒引当金戻入益	—	—	—	18,368,341	—	18,368,341
当期純利益	5,331,553	14,328,779	1,359,669,152	20,488,441	—	1,399,817,925
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	76,960	27,040	—	104,000
当期総利益	5,331,553	14,328,779	1,359,746,112	20,515,481	—	1,399,921,925

利　益　の　処　分　に　関　す　る　明　細

（単位：円）

	特例付加年金勘定	農業者老齢年金等勘定	旧　年　金　勘　定	農地売買貸借等勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益	5,331,553	14,328,779	1,359,746,112	20,515,481	1,399,921,925
当期総利益	5,331,553	14,328,779	1,359,746,112	20,515,481	1,399,921,925
Ⅱ　利益処分額	5,331,553	14,328,779	1,359,746,112	20,515,481	1,399,921,925
積立金	5,331,553	14,328,779	1,359,746,112	20,515,481	1,399,921,925

重要な会計方針及び注記事項

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

1　運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～18年

工具器具備品　　４～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて計上しております。

3　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

当基金が加入する厚生年金基金は平成28年１月19日開催の代議員会で基金の解散を議決し、厚生労働大臣に対して解散認可申請書を提出しておりましたが、平成28年３月28日付で解散が認可され、解散が決定しました。

厚生年金基金から移行した企業型確定拠出年金制度については、運営費交付金により企業型確定拠出年金への掛金に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4　賞与引当金及び引当外賞与見積額の計上額

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除して計算しております。

5　貸倒引当金の計上基準

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金債権、未収入金及び破産更生債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れ実績に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6　給付準備金の計上根拠及び計上基準

給付準備金

独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年農林水産省令第100号）第24条及び「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」（平成15年10月１日付け15経営第3483号）第４に基づき計上しております。

7　有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

⑵　金銭の信託

時価法